

わが国学校体育の成立と再編における兵式体操・教練採用の意味 明治・大正期を中心として

大熊 廣明

The Significance of Adopting the Military Gymnastics and Drill at the Formation and Reorganization of Physical Education System, especially in the Meiji and Taisho Era

OHKUMA Hiroaki

In the school physical education of prewar Japan, military gymnastics and drill were practiced. This study was going to make clear why and how they had been adopted as the teaching materials of school physical education, and to consider the significance of practicing them in schools.

The following were made clear.

- 1) In 1878, Japanese Ministry of Education adopted light gymnastics to develop the health.
- 2) In 1886, the school physical education became a required subject by adopting the military gymnastics.
- 3) At the beginning of the twentieth century, the school physical education was reorganized and adopted the military drill.
- 4) In the Taisho era, about 50 percent of school physical education teachers were formally soldiers and sailors. At the end of the era, military officers were assigned to secondary and higher schools to teach the military drill.
- 5) The school physical education had been expected to play the role as the preparatory course for the formal military training.

Key words : military gymnastics military drill school physical education

はじめに

わが国においては長い間、初等学校においてはもちろん、中等学校以上の教育機関においても体育が必修であった。しかしながら周知のように、大学における体育はすでに必修科目ではなくなっている。また今後、高等学校の体育についても必修ではなくなる可能性がないとは言えない。

ところで、国が一つの教科を必修教科に規定する場合には、そのための予算的措置が伴うわけであるから、国としてその必要性を認めているということになる。したがって、すでに大学における体育が必修ではなくなり、高校における体育も

必修教科としての存在が懸念されるようになったということは、国としては大学、高校の体育を必修教科として存続させる必要性がなくなったか、あるいは少なくなったことを意味している。

よく知られているように、わが国の学校体育の必修化は明治19(1886)年の諸学校令が公布された時に始まる。注意すべきことは、その時に兵式体操もまた導入されたということである。本来軍隊において兵士養成を目的に行われるべき体操が学校に導入され、体操科の教材になったとき、体操科は必修教科となったのであった。その内容は、明治期末から大正期にかけてなされた体操科

の再編時にも、「体操」の一部および「教練」として残された。このような、軍隊で行うべき体育の内容を学校体育の一部として実施するという構造は、基本的には第二次大戦が終るまで続いたのである。したがって、兵式体操の採用は体育の必修化に重要な意味を持っていたのではないかと推察される。

ところで兵式体操の成立については、竹之下・岸野¹⁾、今村²⁾、能勢³⁾、木村^{4,5)}、木下⁶⁾らの研究がある。これらの研究においては、兵式体操が森有礼の思想の実現として学校体育に導入されたとされている。また、木下はさらに学校体育の再編についても言及し、日露戦争以後の戦闘能力の維持向上は、軍隊教育以前の学校教育なしには困難になったことを指摘している。しかしながらこれらの研究は、現在の大学、高校の必修教科としての体育の危機を踏まえてなされたわけではないため、必ずしも兵式体操や教練の採用が体操科の必修化にとってどのような意味を持っていたのかを明らかにしているわけではない。

そこで本研究は、学校体育の成立や再編における兵式体操や教練導入の経緯を確認するとともに、それが体操科の必修化とどのような関係にあり、どのような意味を持っていたのかを検討することを課題としている。これによって、必修教科としての危機が言われる大学、高校の体育を考える際の一つの材料を提供しようものと思われる。

1. 学校体育成立前の体育

1. 幕末の兵制改革に伴う体操の導入

安政3(1856)年、幕府の兵力強化のために築地に設置された講武所では、西洋式兵制の研究も行われた。初めは主にオランダ式操練を研究、指導していたが、慶応年間になるとイギリス式、フランス式の翻訳操練書が多く登場するようになる⁷⁾。やがて幕府はフランス軍事教官団を招致することになり、慶応2年9月29日(1866年11月6日)パリにおいて調印した。参謀大尉シャノワン以下将校4名、下士以下10名、計14名の教官団は1866年11月19日にマルセイユを出発、翌1867年1月13日に横浜に到着した⁸⁾。

まもなく歩兵、砲兵、騎兵、それぞれの訓練が開始されたが、彼らは日本の兵士の訓練に際し、基礎的な身体能力の不足を指摘して体操の必要性を建白し、実際に体操の指導を行った⁹⁾。また、

この訓練中、シャノワンは慶応3年(1867)4月1日に江戸に赴き、將軍慶喜に体操を見せたとされている¹⁰⁾。このフランス式伝習は次第に成果を挙げ、諸藩に影響を及ぼした。多くの藩がフランス式伝習を受けた旧幕人を招いて操練や体操指導を依頼し、藩の武備充実を図ったのである¹¹⁾。この体操を郡山藩(奈良県)、福井藩、静岡藩、福江藩(愛知県)、水口藩(滋賀県)、徳島藩では「体操」、福山藩(広島県)、出石藩(兵庫県)では「体術」、加賀藩(石川県)では「筋節運動」と称した¹²⁾。このように体操は、まず兵制改革に伴って、兵士の身体能力向上の手段として導入された。

2. 学校体育の発足

- 保健的体操(軽運動)の導入 -

1) 「学制」の公布と体操

明治4年(1881)7月18日に文部省が設置され、翌5年8月3日文部省布達第13号別冊で「学制¹³⁾」が公布された。その第27条で尋常小学の小学と上等小学の教科として「体術」が規定された。またその条件整備のため、第93条で「諸学校ニ於テ需ツ所ノ費用ノ条件」が規定され、その一つに「体術器械ノ入用」が挙げられた。さらに第100条では、教育の普及のために府県に委託する金額の用途の一つとして、「器械書籍体術等ヲ備フルタメ一時融通スルコト」が定められた。

次いで明治6年(1873)4月28日には、文部省布達第57号で「学制二編追加¹⁴⁾」が布達された。その第198条で、外国語学校の下等及び上等の教科として、それぞれ第4級から第1級までに「体操」が設けられた。また、第199条から第207条で、獣医学校、商業学校、農業学校、工学校、鉱山学校、諸芸学校、理学校、医学校、法学校の教科が規定され、それぞれの学校の予科には「体操」が設けられ、本科にも「但反訳体操等ヲ附ス」とされた。

これより先、明治5年4月に、南校は運動場を置き生徒に体操を教えることにしており、同年5月に改正された学則の学科課程表によれば、月～土曜日の9時から9時半が体操の時間に当てられた¹⁵⁾。おそらく同校が発行した『榊中体操法図』の体操が行われたものと考えられるが、同校は体操の目的について次のように記している。

「凡学者八思ヲ精緻ニ盡スヲ以テ務トシ凝然

床輓モスレハ身体ノ運動ヲ欠ク是ヲ以テ縦ヒ功等
儕ニ踰ル者アルモ或ハ痼疾ニ罹リ往々天下無用ノ
人トナル者ナキニ非ス亦憫然ナラスヤ況ヤ其功未
タ半ナラスシテ疾ヲ致ス者ニ於テオヤ夫身健ナラ
サレハ其業勤ムヘカラス業勤メサレハ其功何ヲ以
テカ成ラン是体操ノ已ムヘカラサル所以ナリ¹⁶⁾」

翌6年に改正された「小学教則」で「毎級体操
ヲ置ク体操ハ一日一二時間ヲ以テ足レトス射中
体操法図東京師範学校板体操図等ノ書ニヨリテナ
スヘシ¹⁷⁾」と規定された。

ところでこの『榭中体操法図』はドイツの医学
者シュレーバー (Daniel Gottlob Moritz Schreber)
の “Ärztliche Zimmergymnastik oder System der
ohne Gerät und Beistand überall ausführbaren
heilgymnastischen Freiübungen als Mittel der
Gesundheit und Lebenstüchtigkeit für beide
Geschlechter, jedes Alter und alle Gebrauchszwecke”
の巻末付録を翻訳したものであり、『体操図』は
アメリカ人メースン (Samuel W. Mason) の
“Manual of gymnastic exercises” の挿絵だけを原
典の順番通りにまとめたものである¹⁸⁾。文部省はこ
れらの体操図の翻刻を許可したので¹⁹⁾、各地で翻刻
された。文部省雑誌には次のような数字が掲載さ
れている²⁰⁾。

体操図

茨城県	37,000部
岐阜県	7,000部
愛知県・敦賀県・京都府	各3,000部
榭中体操法図	
敦賀県・京都府	各3,000部

一方、明治7年(1874)には石橋好一訳の『体
操書』が発行された。この『体操書』の内容は、
同じく7年に発行された陸軍の『体操教範』の内
容と類似している。これについては『体操書』の
原著者ヴェルニユ(C. Vergnes)とフランス陸軍の
『体操教範』を口述したエシュマン(Echeman)とが
同時代の人物で、共にフランス陸軍士官であった
ことから、ヴェルニユの原著はフランス陸軍の
『体操教範』を学校向けに書きかえたものではな
いかと考えられている²¹⁾。

ところで、能勢²²⁾によれば、東京師範学校附属
小学校は明治8年頃からこれを取り入れたので、
同10年7月改訂の「小学教則」には「体操 体操
書ニ依ル」と記されるようになった。この東京師
範学校制定の「小学教則」はほとんどの府県に採

用されたので、各府県の体操も体操図形式の体操
から次第に体操書形式の体操に移っていったと考
えられている。

この他に小学入門教授書中に体操図解を掲載し
ているものがある。木下²³⁾はこの種の図書として
次の11冊を挙げ、実用性という点からその意義を
認め、実際にはこれらの図解に基づく体操の指導
がかなりされたものとみている。

- ・飾磨県下等小学授業法(1875)
- ・小学入門便覧(1875)
- ・小学入門教授略解(1875)
- ・度合師範学校小学教導図解(1875)
- ・小学教授便覧(1876)
- ・改正小学入門図解便覧(1876)
- ・改正掛図生徒教授法(1878)
- ・小学入門手引便覧(1878)
- ・小学校教授要本(1878)
- ・小学入門授業法(1878)
- ・増訂小学入門便覧(不詳)

2) 体操伝習所の開設

明治11(1878)年、文部省は「本邦適当ノ体育
法ヲ選定シ且体育学教員ヲ養成スル²⁴⁾」目的で体
操伝習所を設立した。当時の日本の学校体育は、
歩兵操練系の体操の影響を多分に受けていたよう
で、体操伝習所の教師として招聘されたリーラン
ド(G. A. Leland)は、同所主幹伊沢修二に宛て
た意見書の中で、当時の体操を次のように批判し
ている。

「頃日余ハ諸役員ノ恩恵ニヨリテ諸学校ヲ歴観
スルコトヲ得タリ敬テ茲ニ多謝ス就中陸軍体操所
ノ方法ニ至リテハ余ノ最モ感服スル所ナリコレ兵
事本分ノ人物ニ適当ナル多力体操術ト云フベシ他
校ニ至リテモ亦男女ノ別ナク同ジクコレト同一ノ
方法ヲ用ヒタルガ如シ然レドモ此方法ハ貴下ノ曾
テ目識セラレタル如ク静和ナル智カヲ要スル業ニ
従事セントスル諸人及ヒ年少ノ女子ノ為ニハ全ク
不適当ノモノナリトス²⁵⁾」

リーランドが選定したのは「少力運動」(後の
軽運動、軽体操、普通体操)であった。この運動
の効用については次のように述べている。

「少力運動ハ余リ筋カヲ要セザルモノタレバ其
利益モ亦随ヒテ些少ナルガ如クナレドモ決シテ些
少ノ利益ニ非ズ故ニ此運動ハ何人ニ限ラズ総テ適
用スベキモノニシテ最モ壯健ナル者ト難モ猶ホ其

利益ヲ受クベシ況ヤ柔弱生徒ノ如キニ至リテハ其得ル所ノ利益豈ニ浅少ナランヤ

……學術ニ従事スル紳士ハ単ニ自己ノ体ヲ健全ニセンコトヲ希望スルモノタレバ予メ先ズ少力運動ヲ為シ其救援ヲ得タル後ニ非ザレバ多力運動ノ如キハ其要スル所ニ非ズ²⁶⁾」

また、体操伝習所主幹伊沢修二も伝習所の報告の中で次のように述べている。

「世或ハ撃剣練兵等ヲ以テ至良ノ体育法トシ漫ニ之ヲ学校ニ施行セント欲スルノ徒ナキニ非ズ因テ数言ヲ費シテ其價格如何ニ論及セン抑撃剣ノ如キ練兵ノ如キ其技術自ラ体育ヲ穉ケザルニアラズト雖モ其目的トスル所ハ素ト育成ノ法ニ非ズシテ却テ防御ノ一主義ナリ是ヲ以テ身体諸部ヲ使用シ随テ之ヲ發育スルコトアルモ惟支体ノ若干部ニ偏止シテ其全部ニ普及スルコトナシ之ヲ完全ナル体操法ノ専ラ育成ヲ目的トスル者ニ比スレバ其ノ價格幾等ヲ下ルコト知者ヲ待タズシテ知ルベキナリ²⁷⁾」

これらの意見から、体操伝習所は学校体育の内容として、武術や軍事的なものには否定的であったことがわかる。体操伝習所は『新撰体操書』(1882)と『新制体操法』(1882)の2冊の本を刊行したが、『新制体操法』は体操の目的について、「脆弱者ヲシテ稍ク健ナラシメ壯強者ヲシテ益盛ンナラシメテ常ニ活発ノ状態ヲ保タシムルニアリ又此ノ術ハ病ヲ療スルノ具タラサルモ疾病ヲ予防シ体中ノ悪質ヲ変換セシムルニ於テ著明ノ功效アルヘキコト復疑ヲ容レサル所ナリ²⁸⁾」と述べ、その保健的な性格を明示している。

このように体操伝習所は、少なくともその初期に於ては、軍事目的の体操を否定し、保健目的の体操を採用したのであった。軍隊と学校との役割の違いを踏まえ、それぞれにふさわしい体操を実施すべきだ、というのが体操伝習所の考えであった。体操伝習所は主にこの軽体操の教員として、給費生、伝習員、別課伝習員合わせて255名(実数247名)の卒業生を出している²⁹⁾。

II. 学校体育の成立 - 兵式体操の導入 -

1. 体操伝習所における歩兵操練科の調査

体操伝習所が歩兵操練と関係するようになるのは、明治13(1880)年からである。同所は同年11月に歩兵操練科を設け、以後陸軍士官を招聘して毎週3回、6カ月間の演習を行った³⁰⁾。翌14年には教規を改正し、歩兵操練の教授を正式に加えてい

る³¹⁾。その後、明治16年の徴兵令の改正で、「現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校(小学校ヲ除ク)ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所持スル者ハ、其期末夕終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ(第2章第12条)³²⁾」となったのを受け、文部省は翌17年2月28日、体操伝習所に対して、官立公立学校(小学校を除く)に於ける歩兵操練科の程度、施行の方法及び小学校における施行の適否等について調査、具申するよう通達した³³⁾。

明治17年6月27日、歩兵大尉倉山唯永が文部省御用掛兼体操伝習所勤務となり、7月1日からおよそ3週間、伝習所の体操教員に歩兵操練科実地教授の順序等を講究させ³⁴⁾、同年11月15日、歩兵操練科課程表甲乙2種を編成し、次のような意見を添えて復申した。

「甲号課程表ニ基クトキハ本科ノ順序ヲ生兵学、柔軟演習、号令、中隊学解説ノ五款ニ分チ其程度ハ中隊学第一部第二章即チ成列中隊運動ヲ修了スルヲ以テ最高ノ程度トナシ其修業期限ヲ大約四ケ年ニ仮定セリ(中略)又小学校ニ於テ歩兵操練科施行ノ適否ニ関シテハ直ニ裁断ヲ遂クルヲ得スト雖トモ要スルニ児童ニ一般ノ歩兵操練ヲ学ハシムルハ稍重キニ過クルモノナシトモ然レトモ基本術中特ニ児童ノ演習ニ適切ナル運動ヲ採択シテ適宜ニ之ヲ課スレハ効益アルモ蓋シ障害ナカルヘシ是ヲ以テ小学校ニ於テハ本科ノ全体ヲ通シテ之ヲ課セス単ニ柔軟演習ノ一斑ヲ課スルヲ以テ穩当ナルヘシト認定セリ³⁵⁾」

この調査結果に基づき、明治19年(1886)、小学校に「隊列運動」、中等学校以上に「兵式体操」が導入されることになった。

2. 諸学校令による兵式体操の導入

明治19(1886)年4月9日、勅令第13号、同14号及び同15号を以てそれぞれ師範学校令、小学校令及び中学校令が公布され、それを受けてそれぞれの学科とその程度が定められた。そのうち体操について授業時数と程度を挙げれば、以下のとおりである。

1) 小学校³⁷⁾

(1) 授業時数

唱歌・体操合わせて 尋常小学校 6時間、高等小学校 5時間

(2) 学科の程度

体操 幼年の児童には遊戯、やや長じた児

童には軽体操、男児には隊列運動を交ふ

男児に教授することとされた「隊列運動」は明治21（1888）年に「兵式体操」と改められたが³⁸⁾、その内容としてはどの程度のものが考えられていたのだろうか。同じ年に発行された『小学校用兵式体操教練³⁹⁾』に書かれている事柄は以下のとおりである。これによって小学校の兵式体操として想定、あるいは期待されていた内容のおおよそを知ることができる。

第1章 徒手教練

- 第1教 姿勢 番号 休憩 解列 整頓
- 第2教 転向 転回
- 第3教 諸種の歩法 早足 退歩 駆歩
徐歩 足踏 踏替 行進間の右転回
徒手柔軟体操

- 第1教 両臂の運動 第1～第6演習
- 第2教 体と脚との運動 第1～第6演習

第2章 隊列教練

- 第1教 整頓 移地整頓
- 第2教 正面行進 斜行進 方向変換
旋回の運動 折敷 伏臥 解散 集合
- 第3教 側面行進 伍の分解及び重複
分隊の停止及び正面 伍々方向変換
行進間の転向 分隊を横隊に作る法
二列編成及び解伍

第3章 携銃教練

- 第1教 銃の装法
- 第2教 銃剣術
- 第3教 装填法
- 第4教 射撃法
携銃柔軟体操
- 第1教 両臂の運動 第1～第4演習
- 第2教 体と脚との運動 第1～第6演習
- 第3教 一臂及び両臂にて行ふ運動 第1～第5演習

2) 尋常中学校⁴⁰⁾

- (1)授業時数 体操 第1年～第3年 3時間
第4年～第5年 5時間⁴¹⁾
- (2)学科の程度 体操 普通体操、兵式体操
このうち、兵式体操については、まずその方法と細目について文部大臣の認可を経ることが求められ⁴²⁾、次いで表1のような細目が示された。

3) 尋常師範学校

- (1)学科の程度 体操 普通体操は準備法、矯正

表1 府県立尋常中学校体操中兵式体操細目

	第4学年	第5学年
第1表	歩兵操典生兵第1部第1章 第2章第1教第2教第3教 徒手柔軟体操	歩兵操典生兵第1部第2章 第4教第5教第6教 執銃ニテ歩兵操典生兵 第1章ノ復習及生兵第1章 執銃柔軟体操及其復習

第2表	歩兵操典生兵第1部第1章 第2章 徒手柔軟体操	歩兵操典生兵第2部第1章 及中隊第1部第1章 執銃柔軟体操及其復習
-----	-------------------------------	---

右第1表二抛ルヲ常トスト雖モ教員ノ数充分ナルトキハ
第2表二抛ルコトヲ得
歩兵操典生兵第1部第2章ニ於テ底装法ヲ施ス能ハサル銃
又八木銃（相当ノ重量アルモノ）ヲ用フルトキハ口装法
ニ易フルコトヲ得
（文部省訓令第6号，官報，第897号，1886.6.29）

術、徒手、唾鈴、棍棒、球竿の諸体操、兵式体操は生兵学、中隊学、行軍演習、兵学大意、測図

- (2)授業時数 体操 男 第1年～第4年 6時間
女 第1年～第4年 3時間

4) 高等学校⁴⁴⁾

- (1)学科の程度 体操 兵式体操
- (2)授業時数 体操 第1年～第2年 3時間
（工学理学志望生にはこの科を課さず）

5) 高等師範学校⁴⁵⁾

- (1)学科の程度 体操 普通体操、兵式体操
（理化学科、博物学科、文学科共同じ）
- (2)授業時数 理化学科、博物学科、文学科
第1～第3年 音楽・体操合わせて6時間、
女子師範学科第1～第4年 体操 3時間

以上のように、明治19（1886）年の学校令、規定を受けて諸学校の学科及びその程度が定められ、小学校には「隊列運動」が、また中学校、師範学校には「兵式体操」が位置付けられた。これは前項で述べたように、基本的には徴兵令の改正に対応し、徴兵期間短縮のために導入された軍事予備教育と見ることができるが、それだけではなく、兵式体操を徳育の手段として位置付けた森有礼の考え方が強く反映したのもであった。森は明治18年12月に埼玉県師範学校で行なった演説⁴⁶⁾で、将来普通教育を担当する教員、すなわち師範

学校生徒の教育について述べ、従来の空誦暗記の弊害を指摘して、従順、友情、威儀の三つの気質を備えた「善良な人」の養成を説いた。しかし、森自身が演説の中で述べているように、この三気質は軍人の気質にほかならなかったものであり、木村が指摘するようにこれらの気質はまた、天皇制国家を下から支える「臣民」たる資質でもあった⁴⁷⁾。これ以後、明治期の終わりまで、わが国の学校体育が保健目的の普通体操と、軍事予備教育や臣民形成を期待された兵式体操の二本立てで行われたことは周知のとおりである。

ところで尋常小学校の体操は、明治23(1890)年10月の小学校令改正で、土地の状況によってはこれを欠いてもよいこととされ、翌年11月には随意科目に規定されている。再び必修科目になるのは明治33(1900)年8月のことであった⁴⁸⁾。このことは、明治19(1886)年に必修として規定された体操の教授環境がまだ十分整っていなかったこと、すなわち、一応成立した学校体育の実施基盤が不安定であったことを物語っている。明治33年に再び必修化されたのは、実施のための条件が整備されたからであり、わが国の学校体育はこの時点で確立したと見ることができよう。

Ⅲ．学校体育の再編 - スウェーデン体操の導入 -

1. 普通体操からスウェーデン体操へ

明治30年代半ばになると、E.P. ヒューズや川瀬元九郎や井口あくり等によってスウェーデン体操がわが国に紹介された⁴⁹⁾。その一方で、坪井玄道による新しい舞踊や行進遊戯の紹介、高橋忠次郎による「日本遊戯調査会」の設立、白井規矩郎による「遊戯法研究会」の設立など、遊戯研究も盛んになった。このような動きが、従来の普通体操、兵式体操中心の学校体育に変化をもたらし、学校現場を少なからず困惑させた⁵⁰⁾。そのため文部省はこれらの問題を解決し、新たな方向を示すため、明治37(1904)年10月、8名の委員からなる体操遊戯調査委員会を設けた。委員会は体操、遊戯の問題を中心に19項目にわたる広範な問題について調査し、明治38(1905)年11月30日に報告書⁵¹⁾を提出している。よく知られているように、この報告書は体操に関して、「所謂瑞典式体操八大体二於テ採用スヘキモノト決定シ」と述べ、以後の基本的な方向を示した。普通体操に関して、一応「素ヨリ従来ノ体操モ亦其ノ教授ノ順

序、運動種類ノ選択ニ改正ヲ加フルトキ八体育上十分ノ価値アルコトハ論ヲ待タス」としてはいるものの、この時点でスウェーデン体操が普通体操に取って代ることが決定的となったのである。

2. 日露戦争後の陸軍の要求

体操遊戯調査委員会の主要な目的は、上述したように、普通体操とスウェーデン体操との間に見られた教育現場の混乱を解決すること、及び急激な遊戯の流行を規制することにあった⁵²⁾。したがって、兵式体操は直接検討の対象にはなっていなかったのであるが、報告書は兵式体操に関して次のように言及した。

「兵式体操八之ヲ兵式教練ト改メ歩兵操典第一部基本教練中各個教練、小隊教練及中隊教練ヲ取りテ之ヲ課スルコト

兵式、徒手体操及器械体操中其ノ学校教育ニ必要ナルモノハ学校体操ニ包含セルヲ以テ特ニ之ヲ教授スルヲ要セス⁵³⁾」

このことは、兵式体操のうち、『歩兵操典』に基づく内容だけを学校で実施し、『体操教範』に基づく徒手体操、器械体操を削除することを意味した。つまり、徒手体操も器械体操も学校教育に必要なものはスウェーデン体操に含まれているので、「体操教範」を教授する必要はない、という見解である。これでは学校教育に必要なものは行なわれても、陸軍が必要とする戦場運動につながるような器械体操は行なわれないということになるため、陸軍としてはこの報告書の内容を黙認するわけにはいかなかった⁵⁴⁾。

加えて、日露戦争における経験が、学校体育における兵式体操の充実を要求することになった。陸軍は作戦の進捗にともなって予想以上に多くの兵を必要とした。この戦争に動員された陸軍軍人の総数は1,088,996人、うち兵卒は969,710人である⁵⁵⁾。兵力の大部分は召集兵で、現役帰休兵32,922人、予備役199,357人、後備役140,510人、補充兵460,105人、国民兵役36,891人であった⁵⁶⁾。この大動員を可能にするため、軍は後備役の服務期間を5年から10年に延長しなければならなかった⁵⁷⁾。臨時に編成された主な部隊は、野戦師団4個、後備師団2個、後備混成旅団7個、後備歩兵旅団6個及び独立重砲兵旅団1個などであり、その他にも多くの小部隊が組織された⁵⁸⁾。しかし、これら部隊はあまり役に立たず、往々にして軍事行動

の阻害要因にさえなつたとも言われている⁵⁹⁾。このような経験から、以後の戦争を想定した場合、戦闘技能の優れた予備役を多く確保しておく必要があり、徴兵人数を多くするために在営年限を短縮せざるを得なくなった。この在営年限の短縮に伴う教育不足を補うため、陸軍は軍事予備教育としての役割を学校体育に期待するところとなつたのである。

明治39年10月、陸軍大臣から文部大臣宛に次のような照会がなされた。

普通体操並二軍隊教育ニ於ケル体操ノ方式ニ関スル意見

「普通体操ト軍隊体操トヲ可成接近セシムルコト国民全体ノ利益ト披認且ツ体操教員ノ補任ハ勉メテ予備下士中ヨリ撰抜スルコトト相成候ハ、便宜不少披考候間別紙意見書相添此段及協議候也

……其ノ方式ヲ単一ニスルトキハ学校教育ヲ受クル子弟ヲシテ体操ノ効果ヲ益々完全ニ發揮セシムルヲ得ルカ故ニ軍隊ニ編入セラルル子弟自身ノ便益多キノミナラズ軍隊教育上ニ及ボス利益モ亦決シテ僅少ナラザルナリ殊ニ将来二年現役ノ制度ヲ実施スル如キ場合ニ於テハ益々其ノ然ルヲ見ル。

(中略)

果シテ以上ノ如クナルトキハ畜ニ体操法統一ノ目的ニ合スルノミナラズ普通教育ニ於ケル体操教員ノ補充ニ関シテモ亦至大ノ便益アルヲ信ズ何トナレバ体操補充ノ為特別ナル設備ヲ要セスシテニ之ヲ満期下士中ノ選抜者ニ依ルヲ得ルヲ以テナリ⁶⁰⁾」

すなわち陸軍の要求は、

- 1) 学校体操を兵式体操で統一すること。
- 2) 体操科教員を予備下士官から補充すること。であり、その根拠は、
 - 1) これによって徴兵期間を短縮できる。
 - 2) 体操教員の養成が容易である。

というものであった。

これに対して文部省は次のとおり回答している。

「普通体操ト軍隊体操トハ自ラ其趣旨目的ヲ異ニスル所アルヲ以テ学校ニ於テ課スル体操ヲ兵式体操ノミトスルコトハ到底実行シ難カルヘシ随テ体操教員ヲ養成スル為メニハ特別ノ設備ヲ要スル次第ニ候因ヨリ満期下士ニシテ之ヲ教員ニ補任スルニ何等差支ナキモ相当素養ナキモノニ在リテハ特ニ学校教員タルニ必要ナル知識ヲ与ヘタル上ニ

アラサレハ之ヲ教員トシテ採用スルコト困難ト存候⁶¹⁾」

このように文部省は、普通教育における体操と軍隊の体操とは目的が異なること、したがって改めて学校教員としての教育が必要であることを述べて、陸軍省の要求を二つとも拒否し、両省の意見が対立することになった。

3. 学校体操の統一 - 学校体操教授要目の公布 -

この意見の相違を調整するために、陸軍・文部両省共同の調査会が作られた。その後数年を経て、文部省側の学校体操整理統一案、学校体操統一案が陸軍の同意を得、大正2年1月、学校体操教授要目として公布された。体操、教練、遊戯、武道の4つに整理、統一されたこの要目の編成は、永井道明によれば次のようにして行なわれた⁶²⁾。

1) 体操は大体スウェーデン式によることとし、懸垂跳躍等は従来の兵式体操からも取り入れた。

2) 教練は、準備とか秩序とか隊列とか兵式とかといろいろ言っていたのを一括して教練と名付け、その方法等は歩兵操典によることとした。

3) 遊戯は広義に認めて、競技も競争遊戯の中に含ませ、ダンスまで行進を主とする遊戯として合併した。

では、なぜ、兵式体操によって学校体操を統一しようとしていた陸軍側が、スウェーデン体操中心の要目に同意したのだろうか。その理由として、スウェーデン体操の軍隊の性格を挙げることができよう。スウェーデン体操は号令や使用器械など、普通体操に比べて兵式体操的な要素を多く持っていたということである⁶³⁾。

表2は体操教範、体操遊戯取調報告および学校体操教授要目で必要とされた体操器械を比較したものである。普通体操や体操教範に特有の器具、器械を除けば、相互に共通するものが多いことがわかる。したがって、要目の中に体操教範の体操を取り入れることは十分可能であった。また、スウェーデン体操を行なう際に、軍隊式の号令を用いることもできた。これらの点について木下は、徒手体操については文部省の主張するスウェーデン式体操を採用し、器械体操については体操教範による陸軍式を、また号令についても陸軍式を採用することで、陸軍と文部省との間の整理統一の妥協が成立したとしている⁶⁴⁾。

表2 必要とされた体操器械

体 操 教 範 (明治36年)	体操遊戯取調報告 (明治38年)	学校体操教授要目 (大正2年)	体 操 教 範 (大正7年)
鉄棒 横木 楷梯 吊環 跳下台 棒 跳越台 跳縄 梁木 棚	鉄棒 水平棒 平行棒 平梯子 縄梯子 吊環 吊棒(又は吊縄) 跳下台 跳越台 跳縄台 肋木 平均台 梁木 棚 直立平行棒 木馬 固定円木 遊動円木	鉄棒 水平棒 平行水平棒 横梯(又は雲梯) 斜梯 楷梯 縄梯 吊環 吊棒 吊縄 斜吊縄 跳下台 棒 跳箱(又は跳越台) 跳縄 肋木 平均台 腰掛 梁木	鉄棒 横木 吊棒 吊柱 吊索 跳下台 跳越台 跳縄 腰掛 梁木
	唾鈴 球竿 豆囊 棍棒		
生籬 壕 低石壁 高石壁 円木橋 坂塀 木棚 堡壘			壕 石壁 坂塀

IV. 学校体育の軍事的強化 - 教練の重視 -

1. 陸軍による学校体操の指導

学校体操教授要目下における学校体操に対して、陸軍は大きな関心を寄せた。それは、大正前半期において我国の学校体操をリードした群馬県と陸軍関係者との関わりに見ることができる。群馬県師範学校教諭矢島鐘二は、同県体育の発展に力のあった人物について次のように記している。

「一、現第十六師団参謀長、当時の第十五連隊区司令官歩兵大佐村田信乃氏は群馬県体育の祖父たり。

一、現宮城県警察部長、当時の群馬県視学官斉藤宗宜氏は群馬県体育の祖母たり。

一、東京高等師範学校教授永井道明氏は群馬県体育の父たり。

一、陸軍戸山学校教官歩兵大尉林保吉氏は

群馬県体育の母たり。

- 一、現東京師範学校教授，当時同助教授可児徳氏は群馬県体育の恩人たり。
- 一、群馬県佐波郡東村長萩原寿太郎氏は群馬県体育の恩人たり。⁶⁵⁾

ここで「群馬県体育の祖父」とされている第15連隊区司令官で歩兵大佐の村田信乃は、直接体操を指導したわけではないが、その貢献について矢島は次のように述べている。

「三年九月，本県第十五連隊区司令官として陸軍参謀本部より着任せる村田大佐は，実に『群馬県体育の祖父』として，永久忘却すべからざる恩人なり。内外大小となく。吾人を援助し，激励せられたる功績挙げて数ふべからず。別けて大正四年二月二十三日（火），東校を視察して，意外の成績に満足せられてよりは，爾後一層の大助力者となりたり。⁶⁶⁾」

また、「群馬県体育の母」とされた陸軍戸山学校教官で歩兵大尉の林保吉は，大正4（1915）年10月から同7年5月までの間に，以下のように群馬県を10回訪れ，都合16日間同県の学校体育を指導している⁶⁷⁾。

- 大正4年10月17日(日) 多野郡藤岡校
- 11月10日(水) 佐波郡東校
- 12月19日(日) 新田郡笠懸西校
- 5年 2月26日(土) 佐波郡東校
- 2月27日(日) 新田郡笠懸東西両校青年体操会
- 5月28日(日) 北甘楽郡富岡校
- 10月16日(月) 吾妻郡第一区学事会連合体操会
- 6年 2月24日(土) 高崎中学校，群馬師範及び女子師範
- 2月25日(日) 前橋市敷島校及び群馬郡国府校
- 7月23日(日) 群馬郡倉賀野校及び佐波郡玉村校
- 7月24日(火) 新田郡笠懸西校及び宝泉校
- 9月11日(火) 佐波郡東校及び赤堀校
- 7年 2月 3日(日) 群馬郡第一区学事会
- 5月20日(月) 利根郡白沢校及び利南東校
- 5月21日(火) 沼田中学校
- 5月22日(水) 利根郡薄根校

林のこの日数は東京高等師範教授永井道明の28日⁶⁸⁾には及ばないが，それに次ぐ数である。このように，体育先進県群馬県の体育の発展に力があつた人物として矢島が挙げた6人の中に，陸軍関係者が2人含まれていたことは，陸軍が学校体操教授要目の教材に関心を抱き，その成果に大きな期待を寄せていたことを物語るものと言えよう。

2. 軍縮に伴う教練の強化

第一次大戦後の国際情勢は軍縮の方向に動き，わが国も軍の縮小整理を行った。陸軍は大正11（1922）年に将校2,268名，准士官57,296名，馬匹約13,000頭を整理した。これは約5個師団分に相当する。また，同14年度にも将校以下33,894名，馬匹6,089頭の整理が行われた⁶⁹⁾。このような軍縮による兵力の削減を補い，軍事力の低下を防ぐため，学校における教練の充実が求められた。

これより先，大戦中の大正6（1917）年9月に設置された臨時教育会議は，同年12月15日，すでに学校における教練を重視した「兵式教練振作に関する建議⁷⁰⁾」を行っていた。これが戦後の状況の中での軍縮問題と結びつき，学校における軍事教育を正当化することにつながった。この建議はその後，文政審議会の答申を経て，大正14年の「陸軍現役将校学校配属令⁷¹⁾」，「陸軍現役将校学校配属令施行規定⁷²⁾」，「教練教授要目⁷³⁾」及び「陸軍現役将校配属学校教練査閲規定⁷⁴⁾」として実現していったのである。

陸軍はこの「陸軍現役将校学校配属令」によって約1,400名の現役将校を定員外に確保し，配属将校として全国の中等学校以上の学校で軍事教練を担当させることになった⁷⁵⁾。この制度は，配属将校を通じて中学校以上の生徒・学生に，直接陸軍の考えを浸透させることができたこと，優秀な生徒を陸軍に送り込む一助になったこと，また，国民の知識層の軍事に関する認識を深めさせることができたことなど，陸軍にとって種々の利益があつた⁷⁶⁾。余剰の現役将校を救済しつつ，戦時戦力の充実を図ることができたのである。

また，同配属令第4条「陸軍大臣ハ現役将校ヲシテ本令ニ依リテ将校ヲ配属シタル学校ニ於ケル教練実施ノ状況ヲ査閲セシムルコトヲ得」により，教練の査閲が行なわれた。査閲規定⁷⁷⁾によれば，査閲官は教練を査閲したときには，当該学校長立合の上で，配属将校に対し所見を開示するこ

とになっており、さらに、(1)査閲の方法、(2)教練の成績、(3)各配属将校に開示したる所見、(4)将来に関する意見、(5)其の他必要と認むる事項、を記した報告書を師団長に提出することになっていた。この教練査閲は単なる教練の評価にとどまらず、それによって学校教育全体の格付けがなされることもあるほどで、実質的には学校教育の方針全体をも拘束するような内容を持っていたとされる⁷⁶⁾。このようにして実施された教練は、戦時総動員体制準備の一翼を担うものであり、後年の学徒動員、学徒出陣にもつながったと考えられている⁷⁹⁾。

3. 軍出身の体操科教員

「陸軍現役将校学校配属令」によって現役将校による教練が行われるようになったわけだが、それ以前から多くの軍出身者が体操科の教員になっていたことは、これまでいくつかの研究で明らかにされてきている。

渡辺は第一高等(中)学校の体操科教員の履歴を調査し、同校の体操科教員の構成を次の4期に区分できるとしている⁸⁰⁾。

- (1)明治19年から数年間の体操伝習所関係者中心の時代。
- (2)明治20年代中頃からの陸軍職業軍人、特に下士官出身者中心の時代。
- (3)日露戦争終結直後からの士官出身者中心の時代。
- (4)昭和8年以降の非職業軍人で体操教員養成機関出身者が加わり、多数を占めてゆく時代。

また中村は、明治期の体操科教員について、その資格認定制度と教員免許状取得者との関係から考察し、次のように時期区分している⁸¹⁾。

- (1)明治19年の「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」の制定まで。この期の体操科教員はすべて体操伝習所出身者であった。
- (2)明治19年から明治34年の「教員検定二関スル規定」が改正公布されるまで。前半は東京師範学校体操専修科卒業生による兵式体操の地方への普及期。後半は陸軍出身の兵式体操教員が大量に教育界に進出した時期。
- (3)明治34年の規定改正以降。日本体育会体操学校高等本科卒業生が多数を占めるようになる時期。

ところで、明治27(1894)年に無試験検定の出

願規則に改正が施されて、軍人経験者の体操科教員への直接登用が制度化されたが、安藤はその後の検定試験合格者について調査し、明治28年から同34年までの体操科検定試験合格者に占める軍人の比率が46.5～85.7%であったことを明らかにした。そしてさらに、明治32(1899)年に定められた無資格教員の任用を含めれば、軍人の比率はもっと高くなる可能性があることを指摘している⁸²⁾。

以下は明治・大正期における栃木中学校の体操科教員である⁸³⁾。一見して陸軍出身の教員が多かったことがわかる。

(1)明治期

人数	8名	
学歴	体操伝習所	1名
	日本体育会体操学校	1名
	陸軍教導団	6名
兵役時の最終身分		
	一等軍曹	2名、
	歩兵軍曹	1名、
	特務曹長	1名、
	砲兵曹長	1名、
	歩兵少尉	1名
嘱託	体操	1名(中学校卒、1年志願の歩兵伍長)
	撃剣	1名
	柔術	1名

(2)大正期

人数	5名	
学歴	日本体育会体操学校	1名
	中学校	2名(1年志願兵、兵役時の最終身分：歩兵軍曹・歩兵曹長)
	陸軍教導団	1名(兵役時の最終身分：歩兵中尉)
	陸軍戸山学校	1名(兵役時の最終身分：特務曹長)
嘱託	撃剣	2名
	柔術	3名

表3は、大正13年に文部省が行なった公私立中等学校体操科担任教員に占める軍人出身者の調査結果である。約50%が軍人出身者であり、有資格者はその内の約20%に過ぎなかったことがわかる。このような状況下でさらに配属将校による教練が実施されることになったのであり、体操科の軍事的性格が一層強められることになった。岸野が指摘するように、このような文教政策に対する教育擁護同盟などの抵抗も見られたが、大勢を変えることはできなかった⁸⁴⁾。

表3 公私立中等学校体操科担任教員予後備役陸海軍軍人出身者状況調（文部大臣官房学校衛生課 体育運動掛，1924）

	体操科担任教員総数			陸海軍軍人出身者数										合計	教員総数 に対する 百分比
	公立	私立	計	公立学校				私立学校				合計	教員総数 に対する 百分比		
				上長官	士官	下士	計	上長官	士官	下士	計				
師範学校	208	-	208	8 (3)	36 (5)	12 (5)	56 (13)	26.9(%)	-	-	-	-	-	56 (13)	26.9(%)
中学校	1,063	204	1,267	33 (1)	335 (67)	115 (25)	484 (93)	45.5(%)	13	92 (11)	25 (1)	130 (13)	63.7(%)	614 (105)	48.5(%)
実業学校	742	89	831	14 (67)	279 (67)	105 (23)	398 (90)	53.6(%)	2	37 (5)	21 (5)	60 (10)	67.4(%)	458 (100)	55.1(%)
合計	2,013	293	2,306	55 (4)	650 (139)	233 (53)	938 (196)	46.6(%)	15	129 (16)	46 (6)	190 (23)	64.8(%)	1,128 (218)	48.9(%)

1. 本調査は大正13年3月1日現在に於ける事実とす。但し大阪府は未報告の爲め之に含まず。
2. 表中括弧内の数は有資格者数を示す。
3. 本表中士官は准士官を、下士は兵卒（極少数）を含む。
4. 2学校以上に兼務せる者は延人数として計上せるも其の数は極めて少数なり。
(帝国教育, 508号, 60頁, 1924より。ただし明らかに誤りと思われる数字は訂正した。)

おわりに

本研究によって以下のことが言えよう。

まず、兵式体操・教練の導入については、

1. 明治11（1878）年に体操伝習所が開設されるまでは、学校体操として軍隊体操が行われる傾向があったが、体操伝習所の米人教師リーランドはこの傾向を批判し、軽体操を採用した。これは保健目的の体操であった。
2. 明治19（1886）年、徴兵令改正と引き換えに、軍事予備教育としての兵式体操が学校に導入された。このとき体操科は必修科目となった。
3. 明治末にスウェーデン体操を中心に学校体育が再編されたが、これに陸軍が同意したのは、旧兵式体操の内容をスウェーデン体操と教練で代替できたからである。
4. 大正期の体操科教員は、その約半数を軍隊出身者が占めるまでになっており、やがて陸軍現役将校が学校に配属されるに及んで、学校体育と陸軍との関係は一層深まったのである。次に、学校体育に兵式体操・教練が導入されたことの意味については、以下のことが言えよう。

(1)少なくとも戦前のわが国の中等学校以上の教

育においては、体操科は軍事予備教育としての役割を期待され、これに応えることによって必修教科であり得たということができよう。明治期における保健目的と軍事目的の二つの体操のシステムのうち、保健目的の一方だけでは体操科は必修にならなかった公算が大きい。国は軍事予備教育を体操科に期待し、それゆえにこれを必修教科にしたのであった。明治期末における学校体育の再編や大正期末における陸軍現役将校の学校配属についても同様のことが言える。

- (2)今後の議論のために一言付け加えるならば、中等教育以上における体育が必修であるか否かは、国がそれに期待すべきものがあるか否かに関わっている。したがって、軍事予備教育の必要なくなった戦後において、中・高等教育における体育は必修でなくなっても不思議ではなかったが、戦前とはまた違った役割を期待され、必修教科として存続することになった。

「アメリカ教育使節団報告書⁶⁵⁾」に見られるように、アメリカは日本の軍国主義を払拭

し民主化を推進する必要から、学校体育に民主主義教育への貢献を期待し、教練や武道を禁ずる一方で多くのスポーツ教材を導入したのであった。そして、卒業後各分野、各地域で指導的地位に就くべき人材を養成する大学においても、これを必修としたのである。したがって、このような経緯からすれば、わが国の「民主化」が一定程度達成され、アメリカの勢力下に完全に組み込まれた時点で、大学における体育必修の必要性はすでになくなっていったものと思われる。

しかも、スポーツのように、本来個人の教養や趣味の領域に属するものは、国が必修単位を認定する形で強制すべきものではなく、選択教科や課外の活動として実施するか、学校外で自由に行うべきものなのであろう。したがって、戦前の軍事予備教育、あるいは戦後の民主主義教育への貢献に匹敵する程の必要性、換言すれば国の側からの期待がない限り、大学体育の再必修化は困難だと思われる。また、そればかりでなく高等学校の体育も、単位数を含めて選択幅の大きな教科になっていくものと予想される。

いま、大学、高校における体育の必修教科としての危機が叫ばれているが、今後の大学、高校教育における体育の必要性とは何か。どのような目的と内容を提示できるのか。いま、そのことが問われていると思う。

注

注) 教練は、兵式体操で教授されていた『体操教範』と『歩兵操典』のうち、集団秩序訓練を目的とした『歩兵操典』を教授する領域として、大正2(1913)年の学校体操教授要目から設けられた。

引用・参考文献

- 1) 竹之下休蔵・岸野雄三(1959): 近代日本学校体育史, 東洋館出版社。
- 2) 今村嘉雄, 日本体育史(1970): 不昧堂出版。
- 3) 能勢修一(1995): 明治期学校体育の研究-学校体操の確立過程-, 不昧堂出版。
- 4) 木村吉次(1964): 兵式体操の成立過程に関する一考察-とくに徴兵制との関連において-, 中京体育学論叢5-1: 23-78。
- 5) 木村吉次(1975): 日本近代体育思想の形成, 杏林書院。
- 6) 木下秀明(1982): 兵式体操からみた軍と教育, 杏林書院。
- 7) 東京教育大学体育史研究室編(1964): 図説世界体育史, 新思潮社, p.253.
- 8) 高橋邦太郎(1968): お雇い外国人6軍事, 鹿島研究所出版会, pp.126-154.
- 9) 大場一義(1985): 新しい身体練成法としての体操の成立. 生活文化史6, p.70.
- 10) 前掲8) p.155.
- 11) 前掲7) p.257.
- 12) 前掲2) p.216.
- 13) 文部省布達第13号別冊, 明治5年8月3日, (編) 教育史編纂会(1964)「明治以降教育制度発達史1」復刻版, 教育資料調査会, pp.277-310.
- 14) 文部省布達第57号, 明治6年4月28日, 同上書, pp.311-332.
- 15) 同上, pp.202-217.
- 16) 榎中体操法図, 南校, 1872, (監) 岸野雄三(1982)「近代体育文献集成」第1期8, 体操。
- 17) 教育史編纂会(1964): 明治以降教育制度発達史1, 復刻版, 教育資料調査会, p.438.
- 18) 前掲2) pp.310-314.
- 19) 文部省布達第107号, 前掲13) pp.859-860.
- 20) 文部省蔵版書籍府県翻刻之数. 文部省雑誌, 22: 8-20, 1874.
- 21) 前掲2) p.316.
- 22) 能勢修一(1961): 明治初年に於ける体操の発展について. 体育学研究5-3: 60-62.
- 23) 木下秀明(1960): 各種体操図解について. 体育学研究5-1: 28. まちがいと思われる書名, 発行年は訂正した。ただし、『小学校教授要本』(1878)については確認できなかった。
- 24) 体操伝習所第1年報. 文部省第7年報附録(明治12年分), p.388.
- 25) 体操伝習所訓導米人リーランド氏ヨリ同所長伊沢修二呈セル意見書. 教育雑誌94: 31-32, 1879.
- 26) 同上, pp.27-28.
- 27) 伊沢修二(1879): 体操伝習所報告新設体操法ノ成績. 教育雑誌110: 26-27.
- 28) 体操伝習所蔵版(1882): 新制体操法, 金港堂, p.1.
- 29) 能勢修一(1971) 体操伝習所卒業生の体育活

- 動・鳥取大学教育学部研究報告, 教育科学13 - 1 : 171.
- 30) 文部省第9年報 (明治14年), 1883.9, p.34.
- 31) 文部省第10年報 (明治15年), 1884.7, p.29.
- 32) 松下芳男 (1981): 徴兵令制定史, 復刻版, p.487.
- 33) 体操伝習所第6年報・文部省第12年報附録 (明治17年分), 1886.4, p.582.
- 34) 同上.
- 35) 同上, pp.586 - 587.
- 36) 官報, 第829号, 1886.4.10.
- 37) 文部省令第8号, 官報, 第867号, 1886.5.25.
- 38) 文部省令第2号, 官報, 第1358号, 1888.1.12.
- 39) 柳明義 (1888): 小学校用兵式体操教練, 第2版, 正宝堂.
- 40) 文部省令第14号, 官報, 第891号, 1886.6.22.
- 41) 明治27 (1894) 年3月1日, 「尋常中学校の学科及其程度」が改正され, 体操の時間数は各学年とも3時間となった。理由としては, 課外の体育が行われるようになったからだとされている。これ以後, 中学校の体操の時間は一応週3時間に定まった。(井上一男 (1970): 学校体育制度史, 増補版, 大修館書店, p.48.)
- 42) 文部省令第15号, 官報, 第893号, 1886.6.24.
- 43) 文部省令第9号, 官報, 第868号, 1886.5.26.
- 44) 文部省訓令第16号, 官報, 第899号, 1886.7.1.
- 45) 文部省令第17号, 官報, 第988号, 1886.10.14.
- 46) 森文部大臣の演述・大日本教育会雑誌27 : 31 - 40, 1886.
- 47) 前掲4) pp.122 - 124.
- 48) 井上一男, 前掲41) pp.33 - 45.
- 49) E. P. ヒュースは元ケンブリッジ大学女子師範部長。ヒュースによる最初のスウェーデン体操の紹介は, 明治34 (1901) 年10月12日に行なった講演「英国人の立場より見たる女子教育」の中でなされた。木村はこのことを指摘し, この講演がわが国におけるスウェーデン体操への関心を芽ばえさせたとしている。(木村吉次 (1973) ミス・ヒュースによるスウェーデン式体操のすすめ・中京体育学論叢14 - 1 : 1 - 19) なお, ヒュースは翌年, スウェーデン体操についての詳細な講演を行なっている。(イー・ピー・ヒュース嬢 (1902): 体操法に就いて。体育103 : 1 - 10)
- 川瀬によるスウェーデン体操の最初の紹介は, 『教育実験界』8巻11号 (1901.12) に掲載された「瑞典式体操法」であるとされている。(大場一義 (1982) 川瀬元九郎の生涯と功業。(編) 岸野雄三教授退官記念論集刊行会, 岸野雄三教授退官記念論集 体育史の探究, 同会, p.305)
- また, 井口による最初の紹介は, 明治36 (1903) 年3月15日に行なった講演「女子の体育について」であり, 『教育公報』270号 (1903.4) 及び271号 (1903.5) に掲載された。
- 50) 前掲2) pp.458 - 459.
- 51) 普通教育に於ける体操遊戯取調報告。官報, 第6760号付録, 1906.1.15.
- 52) 前掲6) p.136.
- 53) 前掲51)
- 54) 前掲6) pp.136 - 137.
- 55) 大江志乃夫 (1981): 徴兵制。岩波書店, p.93.
- 56) 同上, pp.93 - 94.
- 57) 同上, p.94.
- 58) 桑木崇明 (1943): 陸軍五十年史。鱒書房, p.250.
- 59) 安藤 豊 (1973): 日露戦争後の国民教育の軍国主義化について - 陸軍々備拡張・再編と教育課程 - 。北海道大学教育学部紀要22 : 99 - 100。
- 60) 永井道明 (1935): 余が六十八年間の体育的生活と其感想。師範大学講座体育5, 建文館, pp.34 - 35.
- 61) 同上, p.35.
- 62) 同上, p.38.
- 63) 1979年の日本体育学会第30回大会時のシンポジウム「近代学校体育の成立と軍隊体育との関係」において, 木村がスウェーデン体操の軍隊的性格の解明の必要性を指摘したことがある。(木村吉次 (1979): 近代学校体育の成立と軍隊体育との関係。体育の科学29 - 12 : 880)
- 64) 前掲52) p.146.
- 65) 矢島鐘二 (1918): 群馬県に於ける基本体育の経過。培風館, p.72。
- 66) 同上, p.10。
- 67) 同上, pp.70 - 72。
- 68) 同上, pp.67 - 70。
- 69) 前掲58) pp.330 - 331.
- 70) 「兵式体操振興二関スル建議」を改題 (資料臨時教育会議, 第1集, p.24, p.33)
- 71) 勅令第135号, 1925.4.11, 官報, 第3789号, 1925.4.13.
- 72) 文部省陸軍省令, 官報, 同上。

- 73)文部省訓令第6号, 同上.
- 74)陸軍省令第24号, 官報, 3846号, 1925.6.19.
- 75)前掲6) p.178. なお, 第一次配属将校予定者は約1,200名であった.(同書, p.167.)
- 76)生田 惇(1996): 日本陸軍史. 新装版, 教育社, p.122.
- 77)前掲74)
- 78)森川輝紀(1976): 昭和前期の教育.(編)世界教育史研究会「世界教育史体系3, 日本教育史Ⅲ」講談社, p.33 - 34.
- 79)森松俊夫(1992): 図説陸軍史. 改訂版, 建帛社, p.73.
- 80)渡辺 融(1986): 第一高等(中)学校の体操教員について. 体育史研究3: 24.
- 81)中村民雄(1983): 明治期における体操教員資格制度の研究(二). 福島大学教育学部論集 - 教育・心理 -, 35: 135 - 136,
- 82)安藤 豊(1977): 「大正期」における「武官教師」(体操科担任教員)創出の試み. 北海道大学教育学部紀要30: 47 - 48.
- 83)元栃木県立栃木高等学校教諭塚田昌宏氏提供の資料による. 同校は明治29(1896)年栃木県尋常中学校栃木分校として創設, 同32年栃木県立第二中学校, 同34年栃木県立栃木中学校となった. 現在は栃木県立栃木高等学校である.
- 84)前掲1) pp.134 - 135.
- 85)村井 実(1979)(全訳解説): アメリカ教育使節団報告書. 講談社.